

令和7年度七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）業務委託 仕様書

1. 委託業務名 令和7年度七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

2. 期 間 契約締結日 から 令和8年1月16日 まで

3. 事業対象区域 七ヶ浜町全域（成果品納入場所：七ヶ浜町町民生活課）

4. 業務目的

七ヶ浜町（以下、「本町」という。）における温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量現況推計と削減目標の設定、目標達成のための対策、施策の立案に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進するため、七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することを目的とする。

なお、本業務は、環境省の「令和6年度（補正）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施する。

5. 業務内容

（1）計画準備

受託者は、本業務の着手にあたって、作業工程及び作業実施体制を定めた業務実施計画書を作成し、本町の承認を得るものとする。

（2）国や県、本町のエネルギーに関する動向等の整理

国や県の動向、県や本町の上位・関連計画より、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた施策方針や再生可能エネルギーの導入等に関する動向を整理する。

（3）基礎資料の収集・整理

本計画の基本的な条件となる本町の自然的・経済的・社会的条件等に関する資料を収集し、表やグラフ、図等で整理する。

条件項目	内容
自然的条件	地勢概要、地形、気象、植生 等
経済的条件	事業所、就業者数の状況、産業（観光、水産業、商工業 等）、地域内外で流出入する資本の動態 等
社会的条件	人口、土地利用、移動（公共交通、移動流動）、文化財・景観、災害リスク 等

（4）主要事業者の意向調査

事業者省エネルギー行動の実施状況や省エネルギー・再生可能エネルギー設備及び機器の導入状況を把握し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や今後の地球温暖化対策の検討の参考資料とするため、本計画と関連が深い町内の事業者を抽出した上で、意向調査を実施し、その結果をとりまとめる。

対象事業者や実施方法については委託者と協議の上、決定する。意向調査では、事業に差し支えない範囲で事業者の設備導入状況や現状の課題、町との取組の連携意向等の可能性を確認する。

(5) エネルギー需要量及び温室効果ガス排出量の把握・将来推計

①環境省及び経済産業省等が公表している統計情報を基に、本町全域のエネルギー需要量及び温室効果ガス排出量を把握する。また、温室効果ガス排出量削減に向けて今後実施すべき施策・取組の立案のために、増減要因を確認し整理する。

②地域特性や現状の温室効果ガス排出量の状況を踏まえ、将来の温室効果ガス排出量の推移を推計する。推計は複数パターンで実施することとし、その中には追加的な対策を見込まない場合（現状趨勢（BAU）シナリオ）のパターンを必ず含むこと。

(6) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル推計

環境省及び経済産業省等が公表している統計情報を基に、区域内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて推計する。

(7) 課題の分析及び事例収集

整理した結果を基に、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた本町の課題を分析しとりまとめる。また、本町の課題を踏まえた上で、地域が抱える課題を複合的に解決に導く再生可能エネルギーの導入・利用促進事例を整理する。

(8) 脱炭素シナリオ及び温室効果ガス排出量目標等の設定

①整理した結果を基に、ゼロカーボンシティ実現に向けて、再生可能エネルギー導入推進や地域課題の複合的解決を勘案した脱炭素シナリオ（基本理念（案）、将来像（案）、基本方針（案）を想定）を検討する。

②脱炭素シナリオに沿った2030年度、2050年度における温室効果ガスの将来排出量を推計する。なお、町の最新の将来人口推計結果がある場合にはその値を採用するとともに、本町の関連する施策や事業、主要事業者の意向等をもとに、推計を行う。

③以上の推計結果を踏まえた上で、部門別の削減目標・再生可能エネルギーの導入目標を設定する。設定にあたっては、国や県の目標や本町の上位・関連計画等との整合を図ることとする。

(9) 目標達成に向けた具体施策の検討

設定した目標を達成するために必要な具体施策を検討する。特に以下に示す分野のうち少なくとも2つ以上の分野について、本町の地域特性等を踏まえた上で、詳細な施策を検討する。

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ

(10) 進捗指標及びロードマップの策定

①検討した施策を着実に実行していくため、進捗管理可能かつ定量的な進捗指標を検討する。

②部門別に2030年度及び2050年度に向けて取り組むべき施策の優先順位や各施策間の連携を、ロードマップとして整理する。

(11) ゼロカーボンシティ実現に向けた推進体制・進行管理の仕組みの構築

本町におけるゼロカーボンシティ実現に向けた推進体制・進行管理の仕組みを検討し構築する。

(12) 会議等の運営支援

①利害関係者からの意見聴取・合意形成を目的とした会議を2回程度開催する。会議では、町の現状や課題、計画の目的などをわかりやすく説明するとともに、将来像や省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入などの取組、協力体制等について、ステークホルダーから意見やアイデアを取りまとめる。

②参加者の抽出や会議の開催方法、会議内容の検討などの準備段階から町の支援を行う。また、会議当日は説明資料の作成や意見交換の進行、会議録作成、パブリックコメント実施等の支援を行う。

(13) 「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画策定」素案の作成

前条までに実施した内容を踏まえ、「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画」の案を作成する。構成は環境省が公表する「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル（令和7年3月）」に基づくものとする。

(14) 打合せ協議

①本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。

②打合せ協議は、業務着手・納品時を含む計5回程度とする。

6. 成果品

(1) 業務報告書及び業務報告書概要版 1式

(2) その他関連資料（根拠資料、参考資料、会議・打合せ記録等） 1式

(3) 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1式

7. 留意事項

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議し定めるものとする。

(2) 受託者は業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。

(3) 本業務委託で作成された成果物に関する著作権等のすべては、町に帰属することとする。

(4) 本業務の着手にあたり町より必要な関係資料が貸与されたときには、管理に十分留意するとともに、業務が完了した際には速やかに返却しなければならない。

(5) 本業務の執行に伴う費用は、本仕様書等に明記の無いものであっても、原則として受託者の負担とする。

(6) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合は、全て受託者の責任において解決すること。